

平成 22 年 1 月 20 日作成

NO 335

生活一時資金貸付金 滞納者カード

借受人			
フリガナ	エドガワタロウ	貸付時住所	東京都江戸川区中央1-4-1
氏名	江戸川 太郎	現住所	〒1330052 東京都江戸川区中央1-4-1
生年月日	昭和27年10月29日	最終催告日	平成19年12月12日 郵便
現況	行方不明	特記事項	
区分	保留		

連帯保証人			
フリガナ	エドガワジロウ	貸付時住所	東京都江戸川区中央1-4-1
氏名	江戸川 次郎	現住所	〒1330052 東京都江戸川区中央1-4-1
生年月日	昭和15年7月4日	最終催告日	平成20年9月8日 到達
現況	居住	特記事項	借受人関係 友人
区分	督促状送付		

貸付状況			
貸付日	平成12年1月4日	貸付額	200,000円
返済回数	25回	残元金	200,000円
返済開始	平成12年2月1日	督促基準日:平成21年7月31日	
返済終了	平成14年2月28日	滞納額 200,000円	
返済額	0円	利息 6,400円 参考:延滞金 108,400円	
最終納付日		第三者返済人	

〒1330052

東京都江戸川区中央1-4-1

江戸川 太郎 殿 1000

管理番号 1000

督促状

平成 21 年 12 月 4 日

借受人 江戸川 太郎 殿
連帯保証人 江戸川 次郎 殿

江戸川区長 多 田 正 見

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号
中村ビル5階

マイスタット法律事務所

上記代理人 弁 護 士 須 田 徹

当職は、江戸川区を代理して、貴殿らに対し、次のとおり通知致します。

記

1. 貸金返還請求

江戸川 太郎殿を借受人、江戸川 次郎殿を連帯保証人として実行した平成12年10月5日付江戸川区生活一時資金貸付(貸付金額金250,000円)は、遺憾ながら、金289,400円が未納となっています。その内訳は次のとおりです。

元 本 金	190,000 円	
利 息	金 6,900 円	
延 滞 金	金 92,500 円	(但し、平成21年12月1日現在)
合 計	金 289,400 円	

については、平成21年12月17日までに、上記元本と利息の合計金196,900円を同封の納付書によりお支払い戴きますよう請求致します。

なお、延滞金については元本完済後に請求させて戴きます。

※ 利息は残元本に対して貸付日の翌日から最終納期限まで年1.5%の割合で賦課するものです。

※ 延滞金は残元本に対して最終納期限の翌日から完済まで年7.3%の割合で賦課するものです。平成21年12月1日現在で既に延滞金が金92,500円となっています。

※ 納付書の金額欄は記入済です。最寄りの金融機関にて、お振込の方法によりお支払い下さい。

2. 納付相談

何らかの事情により前記期限である平成21年12月17日までに上記金員全額のお支払ができない場合には、「納付相談会」にお越し願います。当職（ないしは江戸川区から委任された別の弁護士）が、個別に面談をさせて戴き、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理のない返済計画等を策定すべく協議させて戴く用意がございます。「納付相談会」の詳細については別紙「納付相談会のご案内」をご覧ください。

3. 訴訟提起の予告

万一、前記期限である平成21年12月17日までに、上記金員全額のお支払い戴けず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、裁判所に貴殿らを被告とする貸金返還請求訴訟を提起することとなりますので、あらかじめご承知おき下さい。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

以上

<同封書類>

- ・納付相談会のご案内
- ・面談カード（生活一時資金貸付金）
- ・面談カードについて
- ・納付書

納付相談会のご案内

下記の要領にて、納付相談会（個別面談）を実施します。

[注意事項]

- ※予約なしでお越し頂いても面談を受けることはできませんので、ご注意ください。
- ※ご予約のお電話の際には、返済に関する具体的なご相談やご要望には、一切お答えできません。具体的なご相談やご要望は、予約された面談日時に弁護士がお伺いします。
- ※面談内容によっては、開始時間が遅れる場合があります。予めご了承願います。

○面談日時および会場

日	時間	会場
平成22年1月25日(月)	① 午前10時00分～午前10時30分	グリーンパレス (高砂羽衣)
平成22年1月26日(火) ※都合により⑩午後3時45分までの面談時間となります。	② 午前10時30分～午前11時00分	
	③ 午前11時00分～午前11時30分	
平成22年1月27日(水)	④ 午前11時30分～午前12時00分	
	⑤ 午後1時00分～午後1時30分	
平成22年1月28日(木)	⑥ 午後1時30分～午後2時00分	
	⑦ 午後2時00分～午後2時30分	
平成22年1月29日(金)	⑧ 午後2時45分～午後3時15分	
	⑨ 午後3時15分～午後3時45分	
	⑩ 午後3時45分～午後4時15分	

○面談場所

グリーンパレス（東京都江戸川区松島1丁目38番1号）

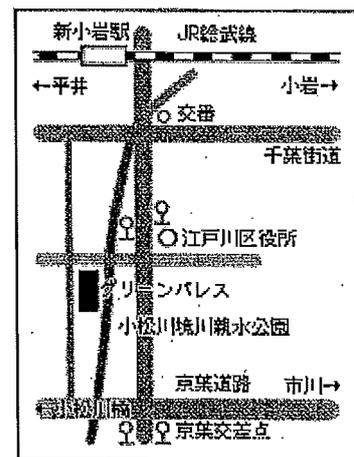
○面談時間

前記の面談日時のいずれかで、お一人あたり約30分間となります。

面談開始時刻の5分前までには、面談場所までお越し下さい。

○持参して戴くもの

- ・印鑑（認印可、シャチハタ不可。）
- ・身分を証明するもの（運転免許証、パスポートなど）
- ・面談カード（同封） 事前に必要事項をご記入の上、面談当日にご持参ください。



納付相談を希望される方は、平成21年12月17日(木)までに、下記の連絡先に電話をして、面談時間を予約した上で、予約日に面談場所にお越し下さい。(予約については先着順となりますので、ご希望に添えない場合もございます。)

なお、納付相談を希望される方で、どうしても上記面談日時にご都合がつかない場合は、下記にご相談ください。

連絡先： マイスタット法律事務所

住所： 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-1-13
中村ビル5階

電話： (03) 3518-8456

(土日祝日を除く、午前10時00分～午後6時00分の間にお電話下さい。)

以上

面談カード

受付No. _____

(相談者記入欄)

面談	平成 年 月 日	生年月日	大正・昭和 年 月 日					
ふりがな								
相談者 (借入のある方)	男・女 職業 (才) 勤務先名							
現住所	〒□□□-□□□□	TEL						
		携帯電話						
勤務先	〒□□□-□□□□	TEL						
収入	月額(手取り) 円							
生活保護	<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている(生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助)							
資産	土地の有・無 建物の有・無 家賃を除く毎月の生活費		円					
	家賃	円 預金	円 毎月の返済額					
	クレジットで購入した物品を所持していますか		有・無					
	自動車を所有していますか		有・無					
生命保険に加入していますか		有・無						
家族構成	氏名	続柄	年齢	同居の有無	職業	収入		
						月収	賞与	年収合計
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			
債務の概要(合計金額 約 万円) <下記に内訳をご記入ください>								
消費者金融からの借金		件	約	円				
クレジット・銀行ローンからの借金		件	約	円				
商工ローンなど事業上の借金		件	約	円				
短期・高利業者からの借金		件	約	円				
勤務先・知人等の借金		件	約	円				
現在一番困っていること・特に希望することを記入下さい								
過去の債務整理について <input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士に依頼したことがある(相談場所)								
該当をチェック下さい <input type="checkbox"/> 破産をしたことがある <input type="checkbox"/> 現在任意整理中								

面談カードについて

1. 面談カードを提出して戴く理由

病気、失業、多重債務等、滞納を生じた原因には様々な要因があると思われます。納付相談会では、そうした事情をお伺いし、問題解決のために共に協議させて戴きたいと考えています。

江戸川区は、債務者の生活状況や資産・負債の状況等に応じて、滞納金について、分納、減免等の措置を講ずることにより問題を解決する用意があります。しかし、そうした措置を講ずるには地方自治法、同施行令に定める所定の要件を充たしていることが必要です。

面談カードは、債務者の方から短時間に要領よく事情をお聞きするため、また、上記法令適用の適格性を確認するために用いるものです。ご面倒でも、できるだけ全ての項目についてもれなくご記入戴きますようお願い致します。

なお、「面談カード」は、債権の管理に必要な限度でのみ利用し、秘密は厳守することをお約束致します。

2. 要望事項

正確な金額が分からない項目については、なるべくご調査戴き、それでもご不明でしたら大体の数字でも結構です。また、面談カードの記載事項のうち、次の各事項について資料をご用意できれば当日お持ち戴きますようお願い致します（面談カードの記載が客観的な資料によって裏付けされていることを確認するためです。）。

【収入】

- 直近2か月分の給与明細書または昨年の源泉徴収票

【生活保護】

- 生活保護受給証明書

【資産】

- 土地または建物があるとき ……登記事項証明書（登記簿謄本）
- 自動車があるとき ……車検証の写し
- 生命保険に加入しているとき ……保険証券の写し

【債務の概要】

多数の債務を抱えておられる場合には、債務一覧表を作成のうえ、ご持参戴きますようお願い致します。様式は自由ですが、業者名、借入時期、現在の残高、保証人の有無等を明示して戴きますようお願い致します。

債務一覧表をご用意戴ければ、債務整理法律相談の必要性の有無や、解決の方向性、東京の弁護士会が実施・運営している債務整理の専門相談（無料相談）をご案内することができます。

ご不明の点があれば、当日の面談の際に担当弁護士にお問い合わせ下さい。以上、宜しくお願い致します。